

## 要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年12月26日

要望団体名：主要地方道久慈岩泉線整備促進期成同盟会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 久慈市田高地区から国道281号と市道広美町海岸線のT字交差点へのルート変更整備について	路線変更を伴う整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C
2 久慈市小久慈地区の車道及び歩道の拡幅改良整備について	要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C
3 大月峠の急カーブ等の改良整備について	要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 なお、大月峠スノーシェルターについては、令和3年度から補修工事を実施しており、今後とも適切な維持管理に努めていきます。	C
4 公共事業予算の安定的・持続的な確保について	岩手県では、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保することとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望しているところです。 県としては、今後も公共事業関係費の確保について、国に働きかけていきます。	B
5 重要物流道路としての確実な指定と機能強化や整備の重点支援について	国では、重要物流道路や代替・補完路については、令和3年に都道府県単位で策定した広域道路交通計画において高規格道路等に位置付けた路線等を踏まえて追加指定を行う予定となっていることから、引き続き国の動向を注視していきます。	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
<p>6 老朽化により劣化・変状が予測される道路施設や通学路の安全対策への財政支援について</p>	<p>道路施設の老朽化対策を推進するため、令和2年度から「道路メンテナンス事業補助制度」が創設されたほか、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が位置付けられ、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算で併せて約137億円が措置されたところです。</p> <p>また、通学路の交通安全対策については、「防災・安全交付金」や令和3年6月に発生した千葉県八街市の事故を受け創設された「交通安全対策補助制度」を活用して取り組んでいるところです。</p> <p>令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進や、道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置及び通学路等の交通安全対策を推進するための予算の確保を国に要望しているところであり、今後とも、国に働きかけていきます。</p>	<p>B : 2</p>
<p>7 第2期岩手県国土強靱化地域計画に基づく重点施策の推進について</p>	<p>岩手県の強靱化に向けた事業を着実に推進するためには、必要な予算の確保が重要であることから、県では、国に対し、公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も最終年度を迎えた中、これまでのペースを緩めることなく、近年の資材価格の高騰の影響等も考慮した必要かつ十分な予算・財源を別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望しているところです。</p> <p>また、令和6年1月に発生した能登半島地震や9月に発生した能登地方の大雨災害なども踏まえ、同様の被害を防ぎ、県民の生命・財産を守るため、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で、これまで以上の規模を確保した上で、5か年加速化対策後も継続的・安定的に切れ目なく対策を進めるよう要望しているところです。</p> <p>県としては、公共事業関係費の確保について、今後とも国に働きかけていくとともに、防災・減災対策を着実に推進していきます。</p>	<p>B</p>

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類